通報の手引別紙15

特定身体障害者の任免状況調査結果連絡書

　機関名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年６月１日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①  特定職種の職員の総数 | ②  特定身体障害者数 | ③  実雇用率  （②／①×100 ) |
| 人 | 人 | ％ |

（記載注意）

(1) 「機関」の概念は、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に規定するとおりのものとすること。

(2) 「①特定職種の職員の総数」欄は、任用形式のいかんを問わず、事実上常時勤務する特定職種（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師をいう。）の全職員の数を記載すること。

(3) 「②特定身体障害者数」欄は、①欄のうち矯正視力で（眼鏡をかけられる者は最も妥当な眼鏡をかけて）両眼の視力がそれぞれ0.07以下等の視覚障害者（身体障害者程度等級表の１～３級の者）の数を記載すること。

(4) 「③実雇用率」欄は、小数点以下第３位を四捨五入した数を記載すること。